

令和6年度(児童福祉法)高槻市指定障がい児通所支援事業者等集団指導アンケート報告の集計結果について
令和6年度(児童福祉法)高槻市指定障がい児通所支援事業者等集団指導実施後のアンケート報告の集計結果について、概要は次のとおりです。

令和6年度集団指導(講習会形式・インターネットWEB会議)実施日： 令和6年6月20日(木)
アンケート報告の概要
対象：高槻市指定障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所
対象事業数：130
対象事業所数：78
アンケート実施期間：令和6年6月20日～令和6年7月5日
集計日基準：令和6年10月9日
アンケート実施・集計：高槻市福祉指導課 障がい福祉事業チーム

回答数	70	※1人が複数事業所の回答、1事業所で複数名回答をしていることがあるため、回答数と事業所数は一致しません
-----	----	---

回答	サービス種別				
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
回答数	44	2	53	1	4
回答	サービス種別				※回答もれや誤り等を修正していないため、実際の数とは少し異なります
	障がい児相談支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	
回答数	9	1	1	7	

質問項目	令和6年度集団指導への出席		
回答	会場への出席	インターネット会議での出席	その他
回答数	7	63	0

※出席率は100%でした

質問項目	令和6年度集団指導の理解			
回答	理解できた	おおむね理解できた	あまり理解できなかった	理解できなかった
回答数	20	50	0	0

質問項目	児童発達管理責任者の研修要件				
回答	児童発達支援管理責任者の更新研修を修了済	児童発達支援管理責任者の実践研修を修了済	児童発達支援管理責任者の更新研修及び実践研修をどちらも修了していないが基礎研修は修了済み	児童発達支援管理責任者の研修要件を満たしていない	児童発達支援管理責任者を配置していない
回答数	31	18	12	0	0

質問項目	虐待防止のための取り組み 従業者による虐待を防止するために取り組んでいること
回答 (一部)	・虐待防止のために毎日の申し送りをし、支援の取り組み方やヒヤリハット事例など話し合いと情報共有をして具体的な環境整備を行っている。支援員間で不適切な支援や事例を分析する。虐待防止の研修と虐待防止委員会でのチェックリスト作成。風通しの良い職場環境づくりに努めています。 ・定期的に研修を行い、他所で起きた事例などを交えた研修書類を作成し、状況に応じた内容を話し合いを行うようにしている。 ・定期的にミーティングを行い、虐待案件がひそんでいないか等の確認を行っている。 ・虐待防止委員会を設置して虐待(不適切行動を含む)発生時の対応フローチャートを事業所内に掲示し職員間への共有と意識付けを図っております。虐待防止の研修を行っていますが、虐待がテーマではない内容の研修においても一部虐待の内容に触れるようにしております。また、日々の打ち合わせでも不適切な支援は虐待に繋がる可能性がある」と職員間で共有して1つのケースについて検討を重ねて、より改善するようにしています。 ・年1回以上の虐待防止研修の受講は雇用形態問わず必須、研修報告書の提出を徹底している。 ・業務中の不適切と思われる関わりについては管理者から指摘して、適切な関わりができるよう指導している。 ・ひとり一人の職員が業務中に業務から離れられる休憩時間が確保できるよう、協働する雰囲気を作っている。

質問項目	身体拘束等の適正化 やむを得ず身体拘束等を行う際の手順を定め、記録用紙を用意していますか	
回答	はい	いいえ
回答数	57	4

※すでに義務化されています。
身体拘束等の廃止・適正化の取組が適切に行われていない場合は、減算の対象です。

質問項目	業務継続計画の取り組み 感染症や非常災害が発生した場合にあっても、利用者に継続してサービスの提供を実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画(BCP)を作成していますか	
回答	はい	まだ作成していない
回答数	68	2

※すでに義務化されています。
業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合は、減算の対象です。(令和7年3月31日まで経過措置あり)

質問項目	事故防止の取組み 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめマニュアル等により定めていますか		
回答	はい	いいえ	
回答数	68	2	

※万が一事故が発生した際でも速やかに対応できるよう、あらかじめ対応方法を想定しておいてください。

質問項目	研修の機会の確保 職員の新規採用時に、障がい者虐待防止、身体拘束等の適正化、感染症対策、非常災害対策、業務継続計画について、研修を実施していますか			
回答	全て実施している	一部実施している	実施していない	その他
回答数	45	21	0	4

※良質なサービス提供のためには、職員研修が欠かせません。新規採用時の研修プログラムをあらかじめ作成するなど、「職員として知っておくべきこと」の伝達に遺漏がないようにご配慮ください。

質問項目	安全計画の策定 児童の安全を確保するため、事業所設備の安全点検と、事業所内外での活動について、安全計画を策定していますか		
回答	策定している	まだ策定していない	
回答数	26	36	

※すでに義務化されていますので、ご対応をお願いします。

質問項目	自動車を運行する場合の所在確認 自動車を運行するときに、児童の所在把握を行っていますか		
回答	はい	いいえ	自動車を運行していない
回答数	43	0	18

質問項目	集団指導で参考になった内容
回答 (一部)	・人員配置などを分かりやすく説明していただいて、理解しやすかったです。基準配置の理解が、どのように配置を考えるべきなのかを分かりやすく教えていただけて学べました。集団指導(運営指導)についての説明についても、言葉は聞いていたことがあるにも関わらずどのような期間で、どのような流れで行われているのかが、熟知していなかったもので、期間・流れの理解ができました。 ・新制度について、より詳しく学ぶことができた。重大事故に関しても具体的な例を聞くことで、安全管理をより徹底しないといけないきっかけになった。 ・虐待についてです。先日事業所内で虐待案件があり今後、風通し良く働きやすい職場になる様に環境を整えていきたいと思います。 ・大枠での理解しか出来ておらず、細部が曖昧なところを確認することに繋げる事が出来た。特に報酬改定では曖昧なままになっていた部分があり、どのように解釈するべきかを悩んでいるところがあった。 ・個別サポート3の取り扱いについて、高槻市全小中学校へ説明済みというお話。必要な子どもには積極的に小中学校とやり取りしてけたらと思っている。 ・虐待防止、身体拘束適正化の取り組み、業務継続計画、感染症対策の取り組み、安全確保の取り組みの重要性を再認識できました。ありがとうございました。 ・延長支援加算などの報酬改定についての説明が参考になりました。 ・令和6年度報酬改定について、特に基本報酬の時間の考え方、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算のチェック表が参考になりました。 ・サービス等利用計画の流れなど改めて振り返ることが出来、相談支援事業所と福祉サービス事業所との関係性について改めて理解が深まりました。 ・法令順守に関連すること(例えば指定取り消しに至る事例や運営指導の指摘事項が具体的な参考になった)や報酬改定に関する情報提供 ・児童発達支援管理責任者の配置要件(基礎研修終了後から実践研修受講までの期限について)

質問項目	自由記載 ご意見ご感想などございましたら今後の参考にさせていただきます
回答 (一部)	・後半の報酬改定について、文面を読み上げるだけではなく、もう少し具体的な説明をしていただきたかった。 ・途中、講義が聞こえなくなる時間が2回程度ありました。 ・文章がわかりにくいので、もう少しわかりやすい文書で資料を作成していただけたらと思います。 ・指定取り消しになった事案や、監査についてどのような時にそうなるかがよく分かりました。 ・新規指定事業所に対して3回に渡り個別指導を実施いただきありがとうございます。受検が2～3割程度と聞いて驚きました。運営、様々な記録について不安があること、よく話を聞きますが、まずはしっかり適正に運営で来ているかどうか、基準を満たしているのか、漏れがないのか自己チェックが必要です。その際、時間を割いて相談に乗っていただく機会を自ら辞退することに驚きました。活用を積極的に発信していきたいです。 ・福祉相談支援課主催で事業所向け虐待防止研修をしていただけるのは大変参考になります。主の内容は直接支援の内容になると思いますが、相談支援が注意する事項もあれば、一部含めていただけるとありがたいです。